

インボイス方式の検証

1. はじめに

非課税や輸出免税などの規定はあるものの、日本の消費税は5%（消費税4%+地方消費税1%）の単一税率です。大震災の後には、消費税率の引き上げを認容する世論調査が目立ってきました。

世界に目を向けると、多くの国が多段階税率を採用しています。日本は「事務処理の煩雑さ」を嫌いましたが、消費税率の引き上げが現実的なものとなってきた中では、「インボイス方式」の採用も考えなければならないのかもしれない。

2. 消費税の逆進性

所得の多い人が高い税金を納める所得税などとは異なり、消費税は所得の多い少ないに関わらず同じ税率で負担するものです。

「課税の公平」というもっともらしい理屈ですが、実際は所得の少ない人ほど重課になっていると言われてしています。

それは、所得の少ない人ほど貯蓄をする余裕がなく、収入の多くが消費に回っているからです。

税率が5%ならば100円のものも105円ですが、20%になると全ての課税取引が120円になります。「たかが15円」ですが、所得の少ない人にとっては「されど15円」です。年間100万円（税抜き）の生活費で細々と暮らしている人にとっては、15万円という出費増加の影響は計り知れないものがあるのではないのでしょうか。

せめて食料品などの生活必需品は税率を低くしてほしいと考えても、政府は「段階的に少しずつ上げていくので逆進性はない」と言い、「高齢者は貯金がたくさんある」「高所得者にも恩恵が及ぶ」などの意見も付け加えて多段階税率採用は見送っています。

3. インボイス方式とは

インボイス方式とは、商品のやりとりに請求書（インボイス）をつけるものです。これを集計することによって納税額が計算できます。

日本の消費税額計算は「帳簿方式」を採用しています。消費税の課税か否かさえわかれば、これらの帳簿を集計することによって消費税額が計算できるため、事務の簡素化が図れるからです。

インボイス方式のメリットは、多段階税率が採用

できる事です。食料品は0%、文房具や教科書は5%、衣類は10%などのように、生活必需品を中心に低い税率を適用することも可能になります。

イギリスの消費税率は、標準税率は20%ですが、食料品や水道、書籍、旅客輸送などは0%です。これも、インボイス方式だからできることです。

デメリットとしては、処理の煩雑さが挙げられます。イギリスの場合でも、食料品は0%ですが温かいテイクアウトは20%課税になるなどの判断を個々にしなければなりません。

また、インボイスを発行・集計しなければ納税額が計算できず、なくしてしまったら控除が受けられなくなってしまいます。

4. 益税と言われるもの

消費税は「益税」とも言われています。基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合には免税事業者となり、簡易課税制度を選択すれば納める消費税が少なく計算できる場合が多くあります。

中小零細企業の多くはこの益税の恩恵を受けている実態があり、税理士もこの益税を最大限に活用することを念頭においています。

仮にインボイス方式を採用すると、これらの益税規定は適用できなくなってしまいます。

免税事業者制度が残ったとしても、インボイスが発行されなければ取引先は課税事業者との取引に移ってしまうでしょう。簡易課税制度も機能しなくなると思われます。

そうなれば、今まで消費税を納めていなかった零細企業も課税事業者を選択して納税をするか、事業をやめざるを得なくなるのかもしれない。

5. まとめ

諸外国のような多段階税率制度を採用すると、事務負担の増大や消費税制度自体の根本的な見直しが必要となります。IMF（国際通貨基金）も、現行のような消費税の単純化を推奨する意見を出しています。

生活に密着した消費税は、今後の事業者や消費者に及ぼす影響が大きいだけに、私たちもしっかりと向き合っていかなければなりません。

（文責：関内事業部 青野俊彦）



節電の夏

一年も折り返し地点、鬱陶しい梅雨の季節もあと少しの辛抱となりました。この夏は、全国的に電力不足が予想されるため、これからの暑い季節を無事に乗り切れるかどうか日ごとに不安が増すばかりです。

政府の電力需給緊急対策本部では「節電.go.jp」などで国民に更なる節電への協力を呼びかけ使用最大電力の15%削減を求めています。これに向けて企業や家庭で様々な取り組みを始めているようです。廊下、エレベーターホールの消灯などに始まり、サマータイム制度、節電ダイヤの導入等、様々な節電対策への取り組みを街やテレビなど至る所で目にするようになりました。

経済産業省では7月から東京電力管内の家庭約1,900万世帯を対象に、消費電力15%削減を達成した世帯には景品進呈をする制度を始めます。6月中旬にインターネット上に専用サイトを立ち上げ、東電の顧客番号を入力すると昨年と今年の消費電力を比較することができるようになります。景品にはLED電球交換券のほか、外出することで節電を促す映画観賞券などを検討。登録するだけでも参加賞として省エネグッズが貰えます。(経産省は財政難のため日本経団連加盟企業に協賛や景品提供などの協力を求めているようですが現在(6/20)のところ定かではありません)



普段節電を考えていなかった人が15%節電するのは簡単なことかもしれませんが、普段から節電をしている人にとっての15%節電というのはかなり厳しいことだと思います。各企業、各家庭で「15%」という数字にとらわれず、節電の目標値を決め、少しずつ継続的に取り組むことが重要だと思います。

ある会社の節電意識に関するアンケート調査によると、約9割の人が「節電に協力したい」と答え、多くの人が日常生活で節電に関心がある事が分かっています。その一方、過半数の人は過度の節電を強いられる事にストレスを感じているという結果が出ています。心の中まで節電して暗い気持ちにならぬよう楽しみを見つけながら前向きに節電に取り組みたいものです。(文責：関内事業部 阿部美保)

学生納付特例制度について

平成23年も半年が過ぎて7月となり、夏本番も間近です。最近、私の周りには学生さんが増えて、私まで学生に戻ったような気分になることがしばしばあります。それぞれに皆希望を持って学生生活を送っている様子がまぶしいばかりですが、世間では国民年金の不払いや過受給などの話題に事欠きません。世間がこんな調子ですから、若い人達はどうせ払ってももらえないのだから払う必要などないのではという人たちが増えているようです。

でも少し待ってください。学生納付特例制度という制度をご存じですか。所得などの条件がありますが、夜間や通信課程も含まれますので大抵の学生は対象になります。この手続きをしておけば国民年金の保険料納付を猶予されて、傷害や死亡といった不慮の事態が生じた場合には障害基礎年金が受給できます。老齢基礎年金を受給するには25年以上という長い期間の納付が必要となりますが、この特例制度を受けている期間は払ってなくても期間だけはカウントしてくれます(当然のことながら金額は¥0.でのカウントとなります)。余談ですが満額の老齢基礎年金を受け取るためには40年の納付済期間が必要となります。もう少し大人になって払っておけばよかったかなと思うことがあるかもしれません。まずは申請ひとつで受給資格期間になります。



この手続きは大学等の窓口でもできますし、もし学校で取り扱いをしていなければ住民票を登録している市区役所・町村役場で出来ます。また、窓口まで行くのが面倒という人には郵送でも手続きはできます。必要な書類は1.印鑑、2.年金手帳、3.学生証、4.前年の所得の状況を明らかにすることができる書類(必要に応じ)、5.退職(失業)したことを確認できる書類(必要に応じ)です。興味のある方は社会保険庁の学生納付特例制度とインターネットで検索してみてください。詳細を見ることができます。せっかくの優遇制度です。利用しないもったいないと思いませんか。(文責：関内事業部 和田弘美)